

〔解 説〕

1) 不適切である

卸売業を営む会社は、常時雇用する従業員数が 100 人以下または資本金が 1 億円以下である場合に、退職金共済契約を締結することにより中退共に加入できます。ここでの 1 つ目のポイントは、常時雇用する従業員数と資本金のうちいずれか一方を満たしていれば中退共に加入でき、両方を満たす必要はないことです。2 つ目のポイントとしては、常時雇用する従業員数が 300 人以下、資本金が 3 億円以下という基準は、一般業種（製造業、建設業）に関する基準であるということです。中退共の加入要件は、業種によって、一般業種、卸売業。サービス業、小売業の 4 つに分類されませんが、少なくとも一般業種の加入要件については、確実に覚えておく必要があります。

2) 不適切である。

新規加入の掛金助成は、事業主が退職金共済契約を締結することにより中退共に加入した月から起算して、4 か月目から 1 年間を助成期間として、掛金月額の 2 分の 1（従業員ごとに上限 5,000 円）が助成される制度です。つまり、従業員ごとに助成期間が設けられるものではなく、新たに従業員が被共済者となった場合には、残りの助成期間があるときに限り、当該期間について掛金助成を受けることができます。

3) 不適切である。

中退共では、掛金納付月数が 12 月以上あれば、退職金を受け取ることができます。ただし、掛金納付月数が 12 月以上 23 月以下の場合は掛金納付総額を下回り、24 月以上 42 月以下では掛金相当額となり、43 月以上で掛金相当額を上回ります。

4) 適切である。

退職金を分割で受け取るためには、退職した日に 60 歳以上であることに加え、退職金の額が、全額分割払/一部分割払いの別、分割期間によって定められた額以上であることを満たす必要があります。なお、分割払いの場合は、年に 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）支給されます。

【参考：分割払いで受け取るための退職金額の要件】

- ①全額分割払い…分割期間が 5 年の場合は 80 万円以上、10 年間の場合は 150 万円以上
- ②一部分割払い…分割期間が 5 年の場合は 100 万円以上（分割払い対象額が 80 万以上、一時金払い対象額が 20 万円以上）
分割期間が 10 年の場合は 170 万円以上（分割払い対象額が 150 万円以上、一時金払い対象額が 20 万円以上）

中退共は、四択択一問題、総合問題いずれも頻繁に出題されています。まずは、制度全体の仕組みを理解することが大切ですが、詳細な事項が問われることもあるので、「加入要件」「掛金」「給付」「税務」など項目ごとに確認すると良いでしょう。